

## 日本大学理工商学部と全北大学校工科大学間の学術交流に関する覚書

日本大学理工商学部と全北大学校工科大学は、下記事項について合意したので、本覚書を締結する。

### 記

- 1 日本大学理工商学部と全北大学校工科大学は、相互理解の精神と対等互恵の原則に基づき、双方の教育及び研究の発展に寄与するために、下記の項目について協力する。
  - ① 双方の各種刊行物並びに教育、研究に関わる各種資料、情報の交換
  - ② 教員及び研究者の交流
  - ③ 大学院及び学部学生の交流
  - ④ 共同研究の推進とセミナー、シンポジウム等の開催
  - ⑤ 双方が合意するその他の交流
- 2 前項の交流を遂行するために、双方における緊密な連絡、協議の後、必要に応じて合議書等を交わして実施する。
- 3 本覚書の有効期間は、両大学で署名した日から 5 年間とする。本覚書の改訂または更新は、両大学の署名を必要とする。双方は、それぞれ文書による予告を行うことを条件として、その予告の日から 6 か月後には、覚書を一方的に解消し得るものとする。

日本大学理工商学部長

山本 寛

2016年 4月 27日

全北大学校工科大学長

鄭 鎮均

2016年 4月 27日